

第7章

都道府県の役割

7.1

平時の都道府県の取組

7.2

災害時の都道府県の取組

第7章 都道府県の役割

災害対応の原則と同じく、被災者の自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントも市町村が主な実施主体として想定される。

他方で、市町村が災害ケースマネジメントを実施するにあたっては、都道府県による後方支援も重要である。例えば、平時において、都道府県が主体となって市町村の体制づくりや研修等の支援を実施するなど、市町村の実施体制の構築を促進するほか、発災後の災害ケースマネジメントの実施に際しては、都道府県が必要なアドバイスや人材派遣等の支援を行うといった支援が想定される。

広域的な災害が発生した場合の準備については第8章参照。

7.1 平時の都道府県の取組

(1) 都道府県レベルでの体制整備

- 災害ケースマネジメントに関連する被災者支援には、都道府県レベルでの連携体制の構築が求められるものもあり、都道府県が平時から取組を進める必要がある。例えば、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」の組成及び一般避難所への派遣は各都道府県が行うこととされているほか、都道府県社会福祉協議会や都道府県の災害中間支援組織等との連携体制の構築も都道府県の役割として挙げられる。

(2) 市町村向けの研修・人材育成の実施

- 災害時に市町村が災害ケースマネジメントを実施するためには、平時からの研修・人材育成を進めておくことが重要である。このため、これから災害ケースマネジメントの実施体制の検討や準備を行う市町村に対しては、都道府県が主体となって研修を実施すること等により市町村の取組を支援することが求められる。
- このように、これまで災害ケースマネジメントを実施したことがない市町村への災害ケースマネジメントの浸透を図る場合は、市町村の担当者向けに、災害ケースマネジメントの全体の流れや、多様な主体との連携、ケースマネジメントに携わる者の支援等、災害ケースマネジメント全般についての広い知識やスキルについての研修を行い、災害ケースマネジメントの担い手を育成する取組が必要となる。研修の実施については第6章参照。

地方公共団体の実践事例

災害ケースマネジメントの推進に取り組む都道府県の例
(徳島県)

○取組内容：

- 徳島県では、県内での災害ケースマネジメントの取組を進めるため、「徳島県災害ケースマネジメント推進協議会」を設置。
- また、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に災害ケースマネジメントを位置づけている。
- 県や市町村、社会福祉協議会、士業（弁護士など）、NPO等が連携し、被災者から個々の被災状況・生活環境などの実情やニーズを聞き取り、様々な課題の解決に向けた支援制度等を提示する「災害ケースマネジメントを取り入れた訓練」や、市町村職員や自主防災組織等を対象に研修を実施している。

【災害ケースマネジメント
の訓練の様子】【市町村職員等の
研修会の様子】

(3) 都道府県地域防災計画への位置づけ

- 都道府県における災害時の対応は、災害対策基本法第40条に規定するとおり、都道府県知事が会長を務める都道府県防災会議が都道府県地域防災計画を作成し、これに基づき実施されているところである。このため、地域防災計画に災害ケースマネジメントに係る管内の市町村への支援を位置づけ、支援の実施根拠を明らかにしておくことが望ましい。
- 国においては、防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する内容を位置づけており、被災者の自立・生活再建支援や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境整備等を記載している。

【防災基本計画（抄）】

第2編 各災害に共通する対策編

第3章 災害復旧・復興

第4節 被災者等の生活再建等の支援

国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(4) その他の制度等への位置づけ

都道府県地域防災計画に加え、都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第 108 条）に災害ケースマネジメントの取組を位置づけることや都道府県の災害対応に関連する条例に災害ケースマネジメントに係る規定を設けることを検討することも想定される。

地方公共団体の取組事例

災害ケースマネジメントを県の条例に位置付けている例① (鳥取県)

- 災害名：平成 28 年鳥取県中部地震、令和 3 年 7 月の大雨
- 取組内容：
 - ▶ 平成 30 年 4 月に条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、恒久的な制度として位置づけた。

◎鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抄）

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第 25 条の 2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

災害ケースマネジメントを県の条例に位置付けている例② (徳島県)

- 取組内容：
 - ▶ 令和 4 年 7 月に条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、恒久的な制度として位置付けた。

◎徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（抄）

第 83 条（略）

2～4（略）

5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

7.2 災害時の都道府県の取組

災害が発生し、市町村が災害ケースマネジメントを実施するにあたっては、都道府県はその実施が実効性をもって円滑に行われるよう後方支援やアドバイスを行うことが求められる。

(1) 災害時の都道府県の取組・市町村の支援

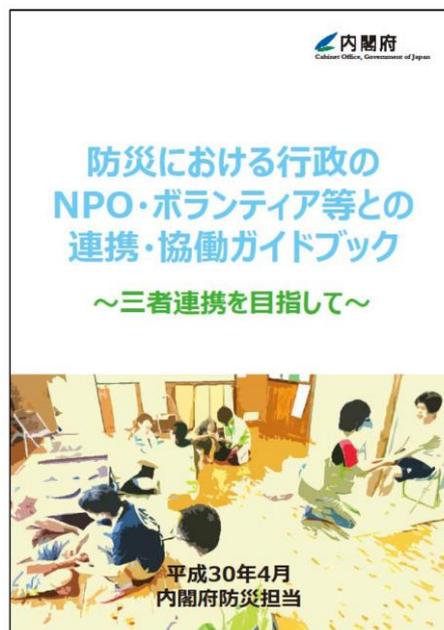
災害時における都道府県の取組や市町村の後方支援の例は、以下のとおり。

▶ 都道府県レベルでの情報共有会議（※）の実施等、NPO やボランティアとの連携の調整

災害時には、NPO やボランティアによる支援活動が実施されるところ、特に専門ボランティアの調整は災害中間支援組織を中心に県レベルで実施される場合もあり、情報共有会議等への参加、調整が必要。

※行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての意見交換を行う会議

参照先：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～



URL :

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/pdf/h3004guidebook.pdf>

▶ 災害ケースマネジメントの実施に係る人員派遣調整

小規模な市町村では、災害時に災害ケースマネジメントを担う職員を十分に確保することができない場合も想定される。実情に応じて県職員の派遣、都道府県内の地方公共団体間の職員派遣、他の都道府県からの応援要請等を検討する。

▶ 都道府県レベルでの災害ケースマネジメント情報連携会議の開催

都道府県は、市町村の実施する災害ケースマネジメントの支援及び市町村間の調整を担うことが求められる。このため、都道府県レベルにおいても、都道府県の関連部局、都道府県社会福祉協議会、都道府県レベルの士業団体、都道府県の災害中間支援組織等を構成員とする都道府県災害ケースマネジメント情報連携会議を開催し、市町村の災害ケースマネジメントの状況や都道府県の支援の方向性等、必要な情報連携を図ることが望ましい。

都道府県レベルの情報共有会議（p.167 参照）が開催されている場合は、それぞれの会議の役割を明確化し、実施する必要がある。例えば、都道府県が被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業を実施する場合は、その情報共有や連携を都道府県レベルでの災害ケースマネジメント情報連携会議で行うといったことが想定される。

▶ 仮設住宅の供与

災害救助法を適用し都道府県が救助を実施する場合における応急仮設住宅の供与に関する連絡・調整を実施する。

参照先：災害救助事務取扱要領

URL：

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html



▶ 災害ケースマネジメントの実施に活用できる事業の市町村への周知

厚生労働省の被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援等事業といった市町村が災害ケースマネジメントの実施にあたって活用できる事業について、災害ケースマネジメントの実施を検討している市町村への周知・案内を徹底する。

▶ 都道府県による災害時の研修の実施

災害の規模によっては、都道府県が研修等を実施することで、市町村が個々に研修を実施する場合に比べ効率的になることも想定される。管内の市町村の状況に応じ、都道府県が一括で研修を実施することも検討する。

▶ 保健医療福祉調整本部との連携

災害時には、都道府県災害対策本部の下に、当該災害の対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が設置される場合がある。保健医療福祉調整本部においては、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこととされており、発災直後の災害ケースマネジメントの実施にあたっては、保健医療福祉調整本部との情報連携も重要である。

(2) 都道府県による実施

- 第7章の冒頭で述べたとおり、災害ケースマネジメントの実施主体としては、まず市町村が想定されるところであるが、都道府県が直接実施する場合も考えられる。地域の実情に応じ、都道府県が直接実施することについても検討する。

地方公共団体の取組事例

県が主体となった災害ケースマネジメントの実施例 (鳥取県)

○災害名：平成 28 年鳥取県中部地震

○取組内容：

- 鳥取県中部地震では、建物の倒壊は少なかったが、一部損壊が 15,078 棟に上り、その後の被災者の生活再建が進んでいなかったことから、県が主体となり、鳥取県中部地震復興本部事務局と震災復興活動支援センター（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託）を中心に、個別訪問により被災世帯の状況を把握し、実態調査を基に関係機関によるケース会議で個々の生活復興プランを作成した上で、必要に応じて専門家を含む支援チームを派遣。
- 平成 30 年 4 月には、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に災害ケースマネジメントに関する規定を設けた。



【関係機関が参加したケース会議】



【被災者への個別訪問】

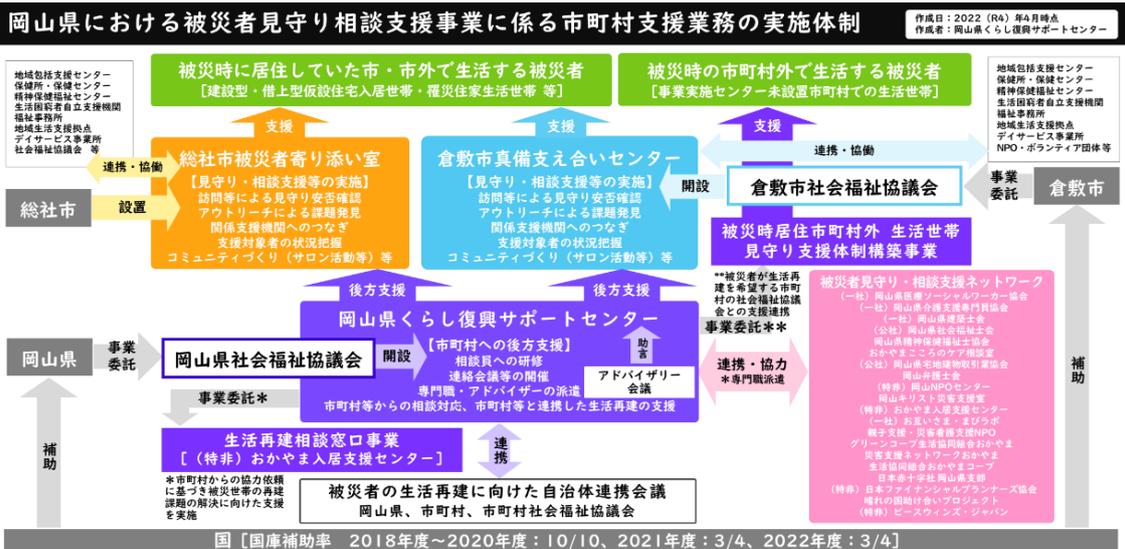
地方公共団体の取組事例

被災者見守り・相談支援等事業を活用して、県が包括的・重層的に市町村支援を実施した例（岡山県）

○災害名：平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

○取組内容：

- ▶ 岡山県では、平成30年7月豪雨の被災者の支援を実施するため、被災者見守り・相談支援等事業（以下「本事業」という。）に係る市町村支援業務を岡山県社会福祉協議会に委託し、岡山県くらし復興サポートセンター（以下「県センター」という。）を設置、総括生活支援員（市町村センターの生活支援相談員等を支援する役割）を配置した。
- ▶ 県センターが発災後早い段階から、災害ケースマネジメントを中心とした被災者支援の必要性を市町村に伝え、被災者に近い市町村の強みと県域ならではの強みを活かしながら、本事業と連動する形で、被災者の生活再建までを含めた、市町村のサポートを実施した。
- ▶ 県センターの役割は、「単独の市町村では対応が難しい課題を抱える被災者や支援者への支援体制を構築し、多様な分野の支援者等との連携・協働により対応策を講じること」であった。そのため、総括支援員は、市町村が抱える課題を、自ら出向くことにより発見し、課題解決のために必要な資源を調整し、不足する資源は、県域の特性を活かして、分野横断的・業種横断的な連携・協働によって創出し、具体的な事業化や制度改善に結びつけた。主な支援例は、下記（1）～（8）。



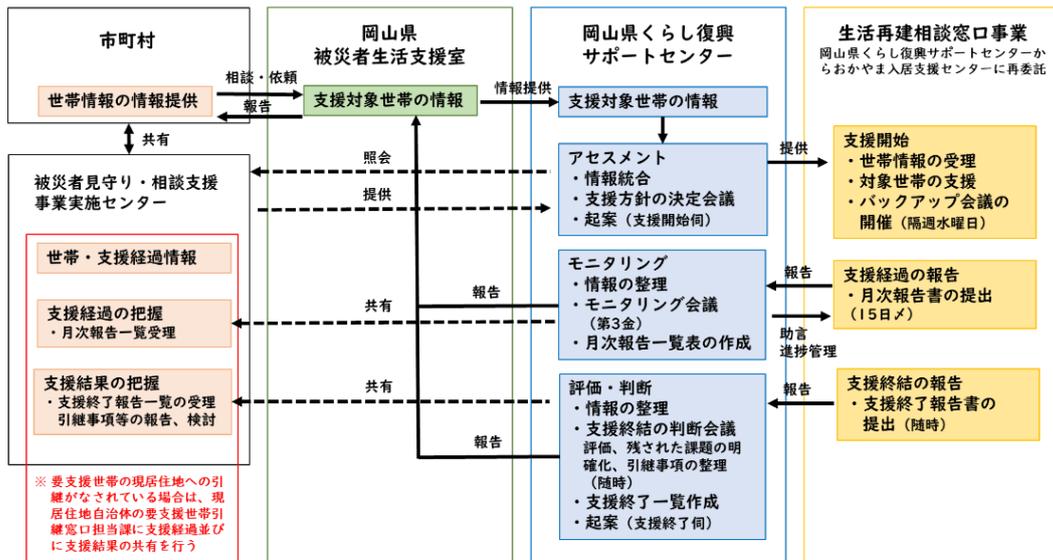
【市町村支援業務の実施体制図】

地方公共団体の取組事例

- ▶ 今回の災害では、生活圏域が重なっている市町村の被災が多かったため、具体的には、被災者が県内どこに住んでいても切れ目なく必要な支援を受けることができるように、
 - ・市町村センターの運営体制の整備促進
 - ・生活支援と生活再建の促進に必要な資源の創出
 - ・多分野・多業種の支援者間の相互理解の促進及び共通認識の形成によるネットワークの構築
 - ・支援従事者研修、メンタルヘルスケア
 等を通して、市町村の被災者見守り・相談支援活動を後方から支援し、市町村におけるケースマネジメントを基盤とした被災者支援との連動性や相乗効果を高めるバックアップ機能を発揮した。
- ▶ 市町村の支援者からの相談にその場で対応できるように、県センターが市町村センターへ自ら出向いていく、アウトリーチを徹底した点が特徴的である。また、市町村や市町村センター主催の各種会議には毎回参加し、市町村センターの相談員等に対し、俯瞰的な視点で問いかける（例えば、「罹災住家生活世帯が気になる」という発言に、気になる内容とその数を把握しているか等）ことによって、被災者に対して、具体的な支援を提供することにつながった。
- ▶ また、支援者への研修等を含めたサポートにおいて工夫した点は、相談員の経験が無い人が多かったので、支援方法といった技術や知識のインプットからではなく、支援者自らが自分の課題や悩みを見つけ、言葉で表現し、それを支援者間で共有することを第一に行い、その後、その制度的・学問的意味付け等を行うといったことを繰り返すことで、支援者自らが、経験を通してスキルアップできることを重要視した点である。これは、支援者が被災者と関わる時にも影響し、支援制度を単に紹介するのではなく、被災者が抱える課題を被災者自身が発見できるように関わる力につながっていった。

岡山県生活再建相談窓口事業の業務フロー図

作成日：2019（R1）年11月時点
作成者：岡山県くらし復興サポートセンター



【業務フロー図】

地方公共団体の取組事例

- ▶ 被災者の生活再建において、住まい確保は第一歩となるため、市町村の生活支援相談員等が把握した住まい確保に関する市町村では対応が困難な課題に対して、居住支援法人と連携して、住まい探しの具体化を後押しする仕組みを創り、住まい確保支援と本事業を連動させ、生活再建支援の相乗効果を図った。
- ▶ 今回、市町村による事業の活用の有無、市町村の財政力や人員体制、地域の社会資源の状況等に左右されずに、多様な分野の支援者との連携・協働により、重層的かつ包括的な支援を提供できた理由としては、県センターが研修や会議を通して、支援フェーズごとの主な支援者との「目線合わせ」「相互理解」「共通認識の形成」を実施し、連携・協働の基盤づくりをしてきたことがあげられる。

(1) 市町村及び事業実施市町村センターへのアウトリーチと課題設定

センターへの訪問、各種会議への参加等を通じ市町村の支援者が抱えている課題の対応策を協議、解決のための研修や会議等を企画した。

(2) 市町村の事業実施体制整備の促進

訪問活動マニュアルの作成、アセスメントシート案の作成、災害ケースマネジメント実施等の生活再建支援に係る助言、視察（被災地等）及び勉強会を開催した。

(3) 支援者との関係性の構築

支援関係機関や全国の支援者への情報提供及び広報のために、県及び市町村の支援状況を伝える「暮らし復興サポート通信」を発行し、県内外へ送付、被災者見守り相談支援ネットワークの形成につなげた。

(4) 被災者の生活支援及び生活相談支援従事者への研修

市町村センター生活支援相談員、行政関係所管部門職員、社会福祉協議会職員、相談支援機関専門職、土業、NPO、ボランティア等の多分野・多業種を対象とした研修、包括的支援体制整備促進セミナー等を実施した。

(5) 被災者の生活再建に向けた課題抽出や方策検討の会議

被災者の生活再建に向けた自治体連携会議、要支援世帯に係る市町村間連携会議及び事前支援調整会議、事業実施センター間連絡会議、災害時福祉支援体制の構築に向けた会議、被災者見守り・相談支援ネットワーク会議、被災者見守り・相談支援等事業実施センター機能の重層的支援体制に関する事業への移行検討会議等を実施した。会議という名称であるが、支援者自身が、実際のケースを基に、課題抽出等を通じて、自らができることはなにかといった支援方策を考える機会も兼ねており、また多分野・多職種の顔合わせの場になっていた。

(6) 生活支援及び生活再建支援における支援課題の解決促進

多分野・多業種のネットワーク形成、専門的課題等への対応に弁護士や司法書士等の専門職をアドバイザーとして派遣した。

地方公共団体の取組事例

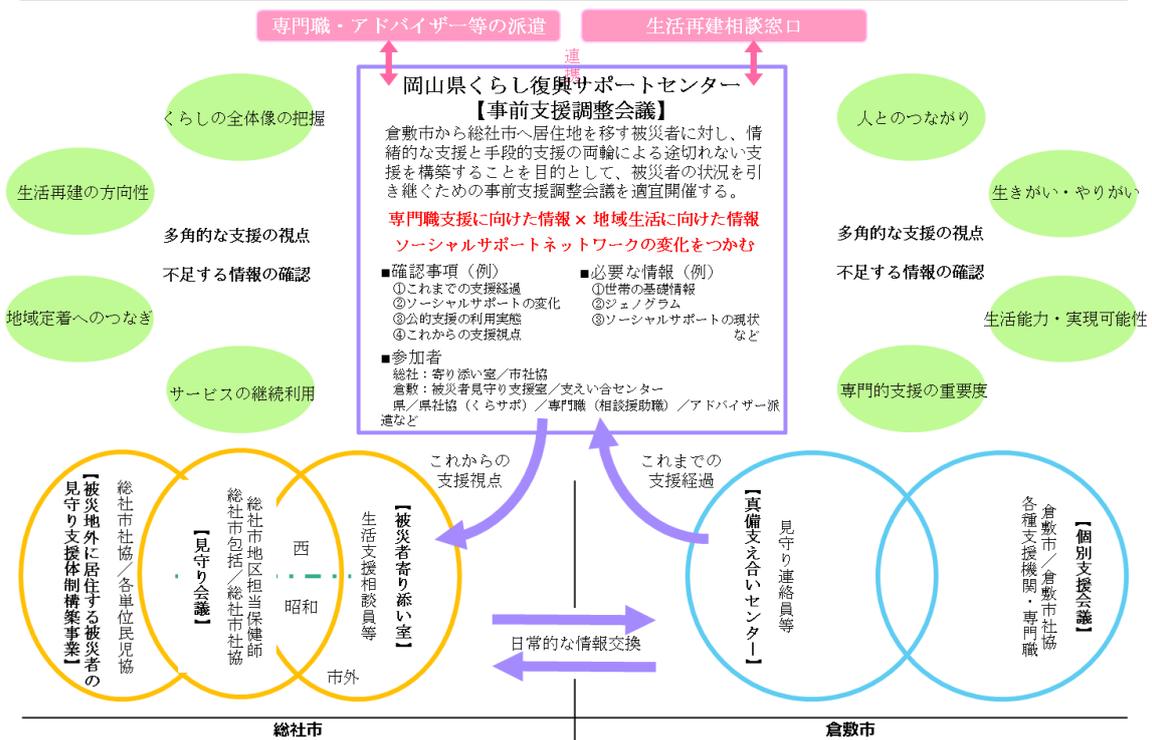
(7) 生活支援及び生活再建支援に必要な仕組及び事業の構築

被災時居住市町村外生活世帯に対する初回訪問活動への専門職等同行事業、現居住地における見守り体制構築事業、生活再建に課題を抱える世帯を対象とした生活再建相談窓口事業等の主に被災時居住市町村外での生活再建世帯に対する支援を事業化し、また、応急仮設住宅入居者への転居費用助成のうち引越に要する費用を、従来の後払いから被災者のニーズに応じて前払い可とするなど、制度改善等による住まい確保支援との連携等を実施した。

(8) 市町村の支援者の支援

日々の活動における経験学習モデルを応用したリフレクションの徹底による「実践からの学び」により実践を改善する能力の向上と日々の業務への応用促進や、ケースカンファレンス等におけるファシリテーションの実施、個別面談やヒアリング等によるメンタルヘルスケア等を行い、市町村の支援者の支援を行った。

岡山県民



【要支援世帯引継に係る市町村間連携会議
事前支援調整会議 [倉敷市-総社市]】

